

第1回 井ロ一丁目8番用地の医療事業者誘致における選定委員会 会議録（議事要旨）

- 日 時： 令和5年8月23日(水) 午後7時～午後8時30分
- 場 所： 三鷹市役所議場棟第三委員会室
- 出席者： 武藤委員長、落合副委員長、内原委員、宇都宮委員、土屋委員
事務局（久野副市長、向井都市再生部調整担当部長、小嶋健康福祉部長、近藤健康福祉部保健医療担当部長、池田まちづくり推進課長、野崎まちづくり推進担当課長、朝倉主査）
- 資 料： 次第
資料1：井ロ一丁目8番用地の医療事業者誘致における選定委員会設置要領
資料2：井ロ一丁目8番用地の医療事業者誘致における選定委員会委員一覧
資料3：井ロ特設グラウンド土地利用構想（令和4年12月）
資料4：井ロ一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザル公募要項（案）
- 議 題： 正副委員長の選出
井ロ特設グラウンドの土地利用について
委員会について
公募要項について（病院誘致予定地、スケジュール（予定）、参加資格、公募条件、その他）
その他

■井ロ特設グラウンドの土地利用について

〈質疑応答〉

（選定委員）

この土地はハザードマップに抵触していないか。

（事務局）

抵触はしていない。なお、一時避難場所に指定している場所である。

（選定委員）

この土地から鉛が検出され、土地改良を実施したようだが。

（事務局）

工場跡地であるため調査を行ったところ一部に土壤汚染があったが、土地改良を行い対策済である。

（選定委員）

地下水を供給できるか。安全性はどうか。

(事務局)

調査はしていないが、必要に応じて対応したい。

(選定委員)

高さ制限や容積率は。

(事務局)

土地利用構想に記載している。マンションであれば7階、病院であれば5～6階程度の建物が建設可能と考えられる。

(選定委員)

隣接する道路の位置づけで、病院建設は可能か。

(事務局)

都市計画道路であり、病院建設は可能。

(選定委員)

今回の事業計画の広報及び周辺住民への説明は。

(事務局)

今回の事業については、住民説明会も実施しており、広報誌等でも周知を行っている。

(選定委員)

救急機能については公募条件になっているのか。

(事務局)

救急機能はやってもらいたいと考えているが、これについては、後ほどご議論願いたい。

■井口一丁目8番用地の医療事業者誘致選定に係るプロポーザル公募について

〈質疑応答〉

(選定委員)

感染症については、新興感染症という表現にしてはどうか。

(事務局)

承知した。

(選定委員)

公募要項の公表時期は。

(事務局)

審査要領及び審査基準の確定後に公表する予定。なお、公募要項の内容については第2回

の当委員会で確定させたいと考えている。

(選定委員)

公募条件のイメージが付きにくい。病床数、病床種別（一般病床、療養病床等）を明記するのか。有床診療所は対象としないのか。

また、J Vにより市外の事業者やファンドが中心になった医療モール（診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所等）のような形態も考えられるが。

(事務局)

市内の病院事業者が中心になって、自らの病床の全部又は一部を移転して病院を運営することを想定している。一部移転の場合は分院としての運営も考えられるが、病床数及び病院運営などの明記については検討する。なお、現時点で市内に療養病床はない。

また、応募者の間口を広げるため、J Vは可能と考えている。又貸し・転貸等については検討する。

(選定委員)

救急指定であれば病床（専用又は優先）の確保が必要だが、将来的には二次救急機能や災害医療拠点（連携）病院を目指すのか。

(事務局)

公募の条件ではないが、公募要項案の5（1）ウにより、ある程度の救急機能の確保を想定している。また、公募要項案の5（1）アの「拠点」という表現については検討する。

(選定委員)

情報公開の範囲を明記すべきではないか。事業者の決算書等の財務情報の扱いについてはどうなる。

(事務局)

公募要項案の14（1）の「書類」、（2）の「提案書」の整合性も含め、検討する。

(選定委員)

災害医療等の政策的医療については、何か市の支援策があればいいが。

(事務局)

現時点では具体的に示せない。

(選定委員)

公募要項案の5（1）ウの「外科」については記載しないほうがいいのではないかと。外科はそれなりの人員や設備が必要であり、現時点で外科を標榜していない事業者にとってはハードルが高い。

(事務局)

診療科目については、検討する。

■その他

次回は10月25日(水)午後7時～午後8時30分

以 上